

芦原温泉上水道財産区水道事業水道の布設工事の監督及び水道技術管理者に関する条例

平成 25 年 3 月 28 日

条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)第 12 条及び第 19 条第 3 項の規定に基づき、芦原温泉上水道財産区水道事業における、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事及び当該監督業務を行う者(以下「布設工事監督者」という。)に必要な資格並びに水道技術管理者に必要な資格を定めるものとする。

(布設工事監督者を配置する水道の布設工事)

第 2 条 法第 12 条第 1 項の条例で定める水道の布設工事は、次に掲げるものとする。

- (1) 水道施設の新設に係る工事
- (2) 1 日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (3) 沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第 3 条 法第 12 条第 2 項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10 年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 規則の定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

(水道技術管理者の資格)

第 4 条 法第 19 条第 3 項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者
- (2) 前条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する学校において土木工学以外の工学、

理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 規則の定めるところにより、前2号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。